

## 戸籍の氏名振り仮名受付窓口等業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 公募型プロポーザル実施の目的

令和7年5月26日に施行される改正戸籍法に基づき新たに短期的に必要となる戸籍への氏名の振り仮名記載に関連する業務（以下、「本業務」という。）を民間委託することにより、民間事業者の創意工夫を活用した効率的な業務の遂行と、電話や窓口での問合せ対応や事務処理について円滑に進めることで市民サービスの向上を図ることを目的とする。

本実施要領は、本業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものとする。

### 2 概要

#### (1) 業務名

戸籍の氏名振り仮名受付窓口等業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「戸籍の氏名振り仮名受付窓口等業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

令和7年7月1日から令和7年11月30日まで

#### (4) 予算規模

本業務に係る費用の上限は、30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、この額を超える提案は受け付けない。

#### (5) 担当部署

焼津市役所市民環境部市民課

〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号（焼津市役所本庁舎2階）

電話：054-626-1116 F A X：054-626-2187

E-mail：[shimin@city.yaizu.lg.jp](mailto:shimin@city.yaizu.lg.jp)

### 3 応募者の参加資格要件

戸籍の氏名振り仮名受付窓口等公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加資格を有する者は、公募型プロポーザル参加表明書提出期限日時点（令和7年5月7日（水））において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づく有資格者名簿に登録されていること。

(2) 平成26年4月1日から本公告日までの間に、人口5万人以上の国又は地方公共団体の窓口において、申請及び届書の受付業務を受託し、完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満1年間を経過していること。

- (3) 次のいずれかの条件を満たすこと。
- ア JISQ15001（プライバシーマーク）の認証を取得していること。
  - イ ISO/IEC27001 又は JISQ27001 の認証を取得していること。
- (4) 焼津市随意契約見積心得 15 に定める見積する資格のない者に該当しないこと。

#### 4 評価項目及び評価基準

別表「審査基準表」のとおり

#### 5 スケジュール（予定）

| 項目          | 実施時期                            |
|-------------|---------------------------------|
| 公告日         | 令和 7 年 4 月 10 日（木）              |
| 質問書の受付期間    | 令和 7 年 4 月 10 日（木）～ 4 月 22 日（火） |
| 質問書への回答期限   | 令和 7 年 4 月 30 日（水）              |
| 参加表明書の提出期限  | 令和 7 年 5 月 7 日（水）               |
| 参加資格決定通知期限  | 令和 7 年 5 月 12 日（月）              |
| 提案書等の提出期限   | 令和 7 年 5 月 19 日（月）              |
| プロポーザル評価会議  | 令和 7 年 5 月下旬                    |
| 審査結果の公表及び通知 | 令和 7 年 6 月上旬                    |
| 契約締結        | 令和 7 年 6 月中旬まで                  |
| 準備期間        | 契約締結日翌日～令和 7 年 6 月 30 日（月）      |

※必要に応じ現場見学には対応する。

#### 6 実施要領の閲覧機関及び閲覧場所

##### (1) 閲覧期間

令和 7 年 4 月 9 日（水）～ 4 月 22 日（火）

※市役所閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

##### (2) 閲覧場所

2（5）に同じ

※焼津市ホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/info/proposal/info-00027furiganamado.html>

#### 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、業務提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

##### (1) 提出期限

令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 5 時（必着）

(2) 提出先

2 (5) の E-mail 宛

(3) 提出方法

様式 6 「質問書」により、電子メールで提出

※電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡すること

(4) 回答方法

令和 7 年 4 月 30 日 (水) までに次の焼津市ホームページに掲載する。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/info/proposal/info-00027furiganamado.html>

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに次の書類を提出する。

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 7 日 (水) 午後 5 時 (必着)

(2) 提出先

2 (5) に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は、提出期限必着とする。)

※持参の場合は、市役所閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出書類

ア 様式 1 「参加表明書」

イ 様式 2 「事業者概要書」

ウ 様式 3 「事業者業務実績表」

エ JISQ15001 (プライバシーマーク) あるいは ISO/IEC27001 又は JISQ27001 の認証を受けていることを証明する書類の写し

9 参加資格決定通知

市は、参加表明書等を提出した全事業者に対し、その内容を審査し、通知するものとする。

(1) 通知期限

令和 7 年 5 月 12 日 (月)

(2) 通知方法

様式 4 「参加資格決定通知書」により、電子メールで通知する。

(3) その他

ア 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について通知を受けた日の翌日から起算して 5 日 (土日祝休日等を除く。) 以内に書面により説明を求めることができる。市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

イ 提出書類に不備等があった場合は、失格とする。

## 10 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式7「参加辞退届」を令和7年5月19日（月）までに提出する。なお、参加を辞退した場合も、以後における不利益は生じない。

## 11 業務提案書等の提出

### （1）提出期限

令和7年5月19日（月）午後5時（必着）

※参加表明書を提出した事業者であっても、提出期限までに業務提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

### （2）提出先

2（5）に同じ

### （3）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする。）

※持参の場合は、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

### （4）提出書類

ア 様式5「業務提案書」 正本1部・副本8部

イ 業務提案書（任意の様式） 正本1部・副本8部

ウ 見積書及び内訳書（任意の様式） 正本1部・副本8部

### （5）提出書類作成上の注意

ア 業務提案書については、業務ごとに人員の配置体制を明記するとともに、4に掲げる評価項目が表現されたものであること。

イ 様式5に添付する任意様式については、基本的な考え方を簡潔に記述し、A4（縦、横）、使用するフォントは12pt以上とし、各ページに通し番号を振ること。

ウ 参考見積書及び内訳書は、業務提案書の内容に基づき、本業務の実施に必要な費用を算出し、見積りの内容が分かるように記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

## 12 優先交渉権者の選定及び審査結果の公表

本業務の受注者選考にあたり、焼津市職員で組織する「戸籍の振り仮名受付窓口等業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、別表「審査基準表」の項目について、提出された業務提案書等の書類を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せて、優先交渉権者を選定する。

### （1）複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合

くじにて優先交渉権者を決定する。なお、当該くじについては、辞退はできないものとする。

### （2）審査結果の通知

令和7年6月上旬までに、選定事業者には優先交渉権者に選定された旨の通

知書を、それ以外の事業者には不採用の通知書を送付する。

(3) 審査結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、最優秀提案事業者及び次点事業者のみ本市ホームページで公表する。

13 契約について

(1) 契約の交渉

優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で、随意契約による契約を締結する。契約の際は、改めて見積書を提出するものとする。

(2) 優先交渉権者との交渉が不調に終わったときは、次点者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

14 その他

(1) 資料等の作成等、本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。

(3) 提出後の書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず提返却しない。ただし、市が審査に必要と判断したときは、追加の資料の提出を求める場合がある。

(4) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については提案者に帰属するものとする。

(5) 本プロポーザルに関連して市から得た資料及び情報等の取扱いには十分注意するとともに、無断で提案に係る目的以外で使用することを禁止する。

(6) 本プロポーザルに係る提出書類は、焼津市情報公開条例（平成18年焼津市条例第2号）に基づき、情報公開の対象となる。

別表「審査基準表」

| 評価項目   | 評価内容                                                                                                                                                 | 配点  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 経営方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の経営理念</li> <li>・本業務の管理責任者がその役割を理解しているか</li> </ul>                                                          | 10  |
| 受託実績   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の受託実績（受託年数、受託業務等）</li> </ul>                                                                               | 5   |
| 管理運営   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の安定的な確保</li> <li>・従事者への教育及び研修体制</li> <li>・従業員の給与及び福利厚生に関する法令遵守</li> </ul>                                 | 15  |
| 実施体制   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制や配置人員（通常期、繁忙期、閑散期の人員体制）</li> <li>・業務責任者・副責任者の役割</li> <li>・窓口における苦情処理等への対応</li> <li>・現金の取扱い</li> </ul>    | 20  |
| 業務の効率化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善や効率化を図る提案</li> <li>・業務手順書の定期的な見直し</li> <li>・類似団体における実績を生かし提案するしくみ</li> <li>・従事者からの提案を受け入れるしくみ</li> </ul> | 20  |
| 個人情報等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護及び情報セキュリティに対する研修体制</li> <li>・セキュリティリスクに対する対応策</li> <li>・情報セキュリティ監査</li> </ul>                         | 15  |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津市の地域経済への貢献（市内在住者の雇用）</li> </ul>                                                                            | 5   |
| 提案価格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価格や積算根拠に妥当性や明確性があり適切か。</li> </ul>                                                                          | 10  |
| 計      |                                                                                                                                                      | 100 |